

## 宇都宮市大谷石建築物ライトアップ機材貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ライトアップ機材の貸出しについて、必要な事項を定め、別に定める対象エリアにおいて大谷石建築物の所有者等にライトアップ機材を貸出すことにより、大谷石建築物に対する関心及び保全の意識を高めるとともに、夜間景観の創出により、本市の魅力や回遊性のさらなる向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大谷石 宇都宮市で産出された天然の凝灰岩（徳次郎石等を含む）
- (2) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの
- (3) 大谷石建築物 外壁面の過半に大谷石が使用されている建築物

### (貸出対象者)

第3条 ライトアップ機材の貸出の対象となる者は（以下「貸出対象者」という。）は、次の各号に定める要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) ライトアップの対象となる大谷石建築物の所有者、管理者、使用者及び所有者の二親等以内の者
- (2) その他市長が認める者

### (ライトアップ対象大谷石建築物)

第4条 ライトアップの対象となる大谷石建築物は次の各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所在地が別図1に規定する「大谷エリア」「中心部エリア」「集落エリア」であること。
- (2) 道路から容易に望見できる、又は、進入路等から敷地内に誘導し望見できること。

### (貸出要件)

第5条 ライトアップ機材の貸出は大谷石建築物1軒に対し、原則2台までの貸出とする。ただし、大谷石建築物の規模や位置により、市長が必要と認める場合は、貸出台数を増やすことができる。

### (貸出期間)

第6条 ライトアップ機材の貸出期間は、3か月とする。ただし、市長が必要と認める場合は、期間を延長し、又は短縮することができる。

(費用の負担)

第7条 ライトアップ機材の貸出は無償とする。ただし、設置費用及び使用電気料金は貸出対象者の負担とする。

(貸出の申請)

第8条 ライトアップ機材を希望する者(以下「申請者」という。)は、ライトアップ機材貸出申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付を受けようとする建築物の所在地が分かる地図
- (2) 大谷石建築物又は建築されている敷地の所有者が確認できる書類
- (3) 申請者及び大谷石建築物の所有者又は敷地の所有者が異なる場合は、申請者若しくは大谷石建築物の所有者又は敷地の所有者の関係が確認できる書類及びライトアップを行うことについて、大谷石建築物の所有者又は敷地の所有者から同意が得られていることが確認できる書類
- (4) 現況の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(貸出の承認)

第9条 市長は、申請者から前条の規定による申請があったときは、これを審査し、貸出を承認する場合には、ライトアップ機材貸出承認書を交付するものとする。この場合において、貸出期間が重複する申請が複数あったときは、申込の早い順により承認・不承認を決定するものとする。

(ライトアップ機材の設置)

第10条 ライトアップ機材による大谷石建築物への照射は、原則として道路から容易に望見できる面でなければならない。

(ライトアップ機材の使用)

第11条 ライトアップ機材による照射は、原則として17時～22時までとし、照射の際には周辺等に十分に配慮すること。

(ライトアップ機材の管理)

第12条 ライトアップ機材の貸出を受けた者(以下「利用者」という。)は、その貸出期間中において、次に定めるところにより、ライトアップ機材を常に良好な状態で保管し、

使用しなければならない。

- (1) ライトアップ機材は、取扱説明書等によって適切に使用すること。
- (2) ライトアップ機材を処分し、又は目的外に使用しないこと。
- (3) ライトアップ機材を転貸し、又は譲渡しないこと。

(ライトアップ機材の返却)

第13条 利用者は、返却年月日までにライトアップ機材を返却するとともに、宇都宮市ライトアップ機材使用実績報告書を市長に提出しなければならない。

(原状回復等)

第14条 利用者は、故意又は過失によってライトアップ機材を亡失し、又は破損若しくは消耗させた場合には、ライトアップ機材亡失等届出書を市長に提出するとともに、ライトアップ機材を原状に復して返還し、又はその損害を賠償しなければならない。

(ライトアップ機材の返還)

第15条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ライトアップ機材を返還しなければならない。

- (1) 利用者がライトアップ機材を使用しなくなったとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(損害賠償責任)

第16条 ライトアップ機材の使用中に生じた損害は、利用者の負担とする。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 ライトアップ機材の使用により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、利用者がその賠償額を負担する。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(様式)

第17条 この要綱に申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

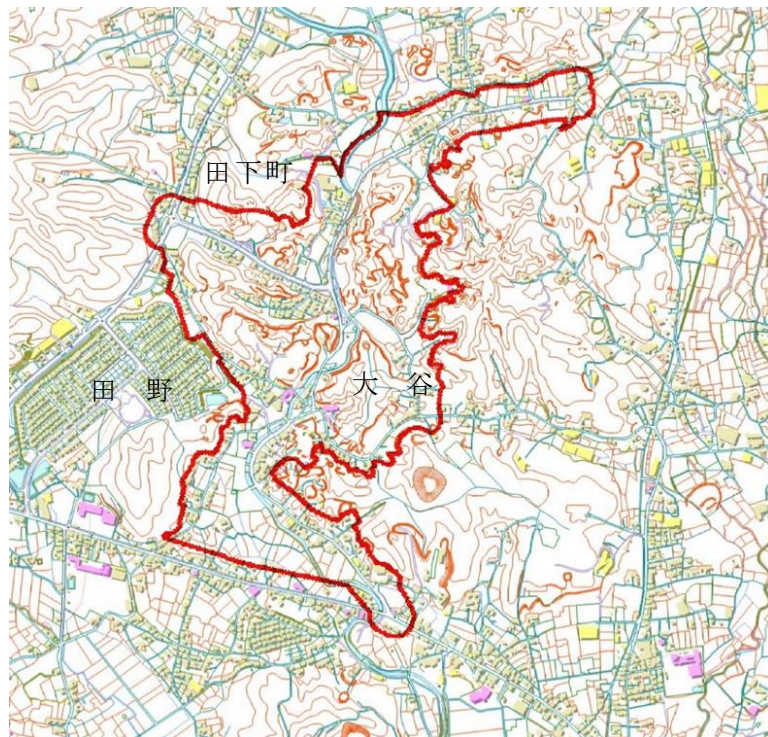
第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（令和3年6月1日告示第201号）

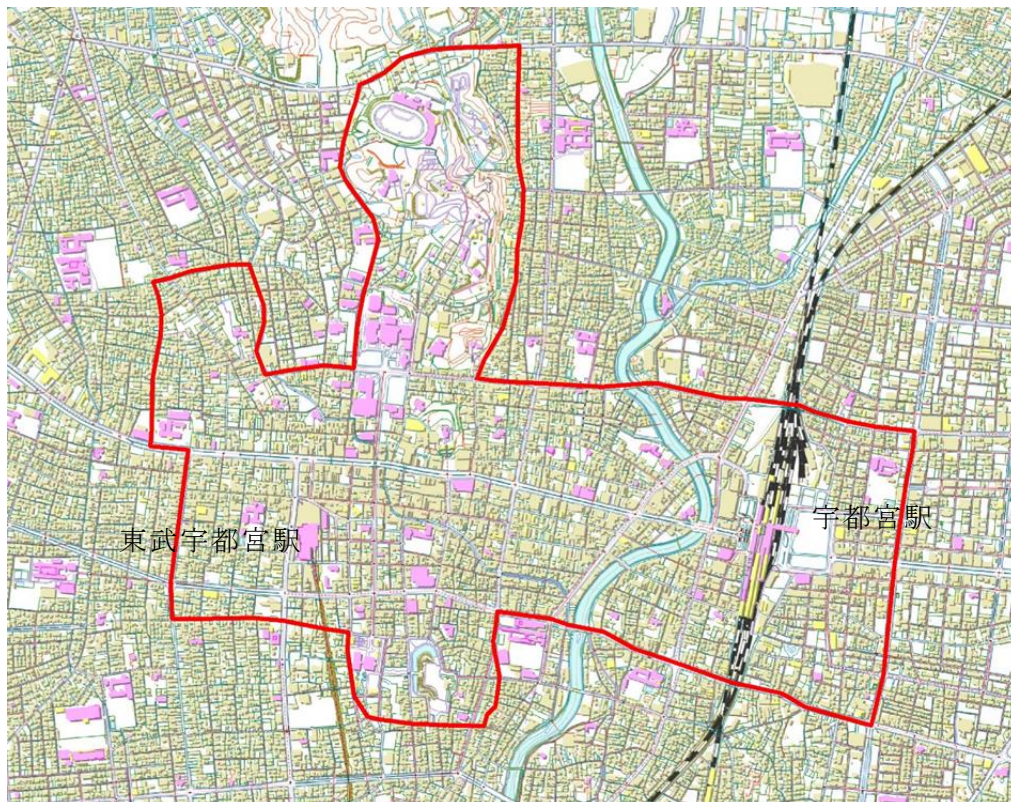
令和3年6月1日から適用する。

別図第1 (第4条関係)

大谷エリア



中心部エリア



集落エリア（西根集落，上田集落，芦沼集落）

